

尾瀬ガイド協会運営細則

(委員会の設置)

第1条 尾瀬ガイド協会規約（以下「規約」という。）第10条にもとづき、次の委員会を設置する。

- (1) テキスト作成委員会
- (2) 認定審査委員会

(テキスト作成委員会の構成)

第2条 テキスト作成委員会は、委員長1名、副委員長1名および委員9名以内で構成する。

- 2 委員会の構成員は支部の推薦により理事会で決定する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし後任者が決まるまでは、その職務を行うことができる。

(テキスト作成委員会の役割)

第3条 テキスト作成委員会は、尾瀬認定ガイド制度要綱を運営するため、次の業務を行い、その結果を尾瀬ガイド協会に報告する。

- (1) 認定のための試験科目にかかるテキスト及び試験問題の作成
- (2) その他試験科目にかかる業務

(認定審査委員会の構成)

第4条 認定審査委員会の委員は、委員長1名、副委員長1名および委員9名以内で構成する。

- 2 委員会の構成員は支部の推薦により理事会で決定する。なおテキスト作成委員会の委員であることを妨げない。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし後任者が決まるまでは、その職務を行うことができる。

(認定審査委員会の役割)

第5条 認定審査委員会は、尾瀬認定ガイド制度要綱を運営するため、次の業務を行い、その結果を尾瀬ガイド協会に報告する。

- (1) 受験者の採点及び合否判定
- (2) 更新講習の企画・実施
- (3) その他ガイドの認定にかかる業務
- (4) 委員会は、ガイドの認定にあたり責任者及び補助者を指定することができる。
- (5) 前項の責任者及び補助者は、各支部の推薦により委員会で承認することができる。

附則

この細則は、平成20年5月20日から施行する。

この細則は、平成21年4月23日から施行する。

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

この細則は、平成24年12月10日から施行する。

この細則は、平成25年11月27日から施行する。

この細則は、平成27年1月19日から施行する。

この細則は、平成27年4月28日から施行する。

尾瀬ガイド協会テキスト作成委員会委員

(任期：平成28年4月19日～平成30年4月18日)

役職名	氏名・名称
委員長	安類 智仁・群馬支部
委員	宮崎 勉・群馬支部
委員	亙理 健二・群馬支部
委員	竹内 成光・群馬支部
委員	長内 覚・福島支部
委員	平野 公樹・福島支部
委員	桜井 昭吉・新潟支部
委員	加瀬由紀子・新潟県自然観察指導員の会顧問

尾瀬ガイド協会認定審査委員会委員

(任期：平成28年4月19日～平成30年4月18日)

役職名	氏名・名称
委員長	梁瀬 佐市・群馬支部
副委員長	石塚 照久・福島支部
委員	松田 和昭・群馬支部
委員	竹田 和男・群馬支部
委員	藤堂 光樹・群馬支部
委員	安類 智仁・群馬支部
委員	桂田 直樹・群馬支部
委員	平野志津男・福島支部
委員	長内 覚・福島支部
委員	桜井 昭吉・新潟支部
委員	加瀬由紀子・新潟県自然観察指導員の会顧問